

令和5年度北海道札幌真栄高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し基本理念を定め、全ての生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長でき、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」を推進する。

(2) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(4) 本校及び本校教職員の責務

ア 本校及び本校教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

イ 本校及び本校教職員は、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの防止のための措置

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様について、教職員が共通理解を図る。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・金品をたかられたり隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(イ) いじめについて、次の基本認識を教職員が共有し、日々の教育実践を行う。

- ・いじめは絶対に許されないこと。
- ・いじめは卑怯な行為であること。
- ・いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうること。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自らの存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

例えば、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図るとともに、「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うなど、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

- (ア) 各教科等の特色を生かし、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や幅広いものの考え方や豊かな心の育成に努める。
- ・国語……互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばして、豊かな人間性を育てる。
 - ・地歴……我が国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献できる資質を育てる。
 - ・公民……人間としての在り方生き方について考察し、主体的に現代の社会に関わっていくことができる力を育てる。
 - ・数学……数学的に物事を考える姿勢を身に付けさせ、論理的思考と公正な判断ができる力を育てる。
 - ・理科……実験・観察を通して、自然現象を科学的に理解する能力を高め、自然環境の保全に寄与する態度を育てる。
 - ・体育……健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む力を育てる。
 - ・芸術……創造的な表現及び鑑賞活動を通して、感性を高め、豊かな情操を育む。
 - ・英語……英語で表現する能力を高め、異なる文化を持つ人を理解し、共に生きていく態度を育てる。
 - ・家庭……家族、家庭と社会との関わりについて理解を深め、生涯にわたって自立した生活を営むことができる能力と態度を育てる。
 - ・情報……情報及び情報技術を活用させるための知識と技能を習得させ、情報モラルやマナーを守り、情報化社会に主体的に対応できる力を育てる。

- (イ) 特別活動において、望ましい集団活動の育成を通して、個人的、社会的な資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとして、生徒が現在及び将来に向かって当面する諸課題へ具体的に取り組ませる。
- (ウ) 生徒の社会性を育むために、外部講師を招き講演会を実施する。

ウ いじめの衝動の発生原因

- ① 心的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

エ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、次のとおり指導する。

- (ア) 授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業実践に努める。

- (イ) ホームルームや学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- (ウ) ストレスを感じた場合でも、それを他者にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- (エ) ストレスによって様々な症状がでたり、疲れてしまったりして、身体や心に悪影響を及ぼすストレスに対し、どのように対処しどのように付き合っていくかを考え、行動するストレスマネジメントの観点からの対応力を育む。

オ 自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬等、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。

(2) いじめの早期発見と見逃しがゼロ

ア 学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめチェックリスト」(別紙)を見逃さず、いじめの積極的に早期発見といじめの積極的認知（「いじめ見逃しがゼロ」）の徹底に努める。また、生徒が自らの心の危機に気づき、信頼できる大人に相談できる力を培うことができるよう、生徒の自殺を予防するプログラムやSOSの出し方に関する教育の推進に努める。

- (ア) ホームルーム担任は、S H R や昼休み、放課後等における生徒の動向や会話を観察する。
- (イ) 教科担任は、授業中の生徒の動向や会話を留意するとともに、授業に向かう際や授業を終えた際には、廊下での生徒の動向や会話を留意する。
- (ウ) 部活動顧問は、部活動中の生徒の動きや会話を留意する。
- (エ) 養護教諭は、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- (オ) スクールカウンセラーは、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- (カ) 教職員は、放課後や学校外での本校生徒の動向や会話を留意する。
- (キ) 保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知する中で、いじめの早期発見に努める。

イ いじめの調査等

いじめ、またはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒や教職員に対して定期的な調査等を次のとおり行う。

- (ア) いじめアンケート調査（年2回）
(a) 第1回（記名、6月）
(b) 第2回（記名、10月）
- (イ) 個人面談（教育相談）（年1回、及び随時）
(a) 第1回（4月）
(b) その他、随時
- (ウ) 3者面談（7月、12月）
- (エ) 生活指導（4月、8月、1月、3月）

ウ 教職員は、機会あるごとに、いじめ行為を見たときはすぐに教職員に通報するよう生徒に呼びかける。その際、通報することは、いじめの被害生徒を助ける勇気ある行動であり、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。

エ インターネット等への書き込み等のいじめについては、被害生徒本人または書き込みを見た生徒は直ちに教職員に通報するように日ごろから指導する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめを発見した教職員は、直ちにいじめを止めさせる。

イ 当該教職員は、いじめがあったことを、ホームルーム担任、「いじめ防止対策委員会」に必ず連絡する。

ウ いじめの対応に当たっては、被害生徒や通報生徒の安心・安全を確保する。いじめの情報は被害生徒や通報生徒以外の第三者から入手したものとして取扱う。

エ いじめの報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、被害生徒から状況を詳細に聴取するとともに、いじめの内容、日時、場所、加害生徒の氏名等、いじめの構造を明らかにする。

オ エに基づいて、加害生徒に教職員が事実確認を行う。

カ オの結果を、他の加害生徒の確認結果と照合し、場合によっては再度確認するなどして、事実を明らかにする。

キ オ、カの際、生徒が事実を話さなかったり、教職員に対して適切でない態度を取ったりしても教職員は決して「体罰」を行ってはならない。

- ク いじめの構造が生徒の証言で確定された場合、保護者に連絡するとともに、「いじめ防止対策委員会」を開催するとともに、職員会議を経て、指導内容を決定する。
- ケ 加害生徒への指導内容は、学年主任指導、生徒指導部長指導、校長訓告、家庭謹慎、停学、退学のいずれかとする。
- コ いじめの加害生徒及び保護者には、「学校はどんないじめも絶対に許さない」ことを伝えるとともに、いじめられている生徒の立場になって考えることや校訓「優れた力優しい心」の実践の大切さに気付かせる指導を行う。また、被害生徒に謝罪することや二度といじめをしないことを宣誓させる。
- サ 被害生徒と保護者には、加害生徒の決意を伝えて安心させるとともに、今後も何かあつたら速やかに教職員に連絡すること、その際には本校教職員は直ちに対応することを伝え、学校生活への安心感を取り戻させる。状況によっては、相談支援委員会やスクールカウンセラーによるカウンセリングなどで、支援を継続する。
- シ 上記の指導のほか、いじめの第三者の立場にあった生徒に対しても、その行動内容に応じた適切な指導を行う。また、必要に応じて全校生徒に対して、いじめはあってはならないことの指導を行う。
- ス インターネット等への書き込み等のいじめについては、書き込んだ生徒に対し、書き込みを直ちに削除するよう指導する。
- セ いじめが発見された場合は、速やかに北海道教育委員会に報告する。

(4) 重大事態への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。
- イ 北海道教育委員会及び国の指導助言を踏まえ、当該事態に対応する方針を決定する。
- ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

(5) 警察との連携

- 重大ないじめ事案、次のような犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案やインターネット上で拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関係のいじめ事案が発生した場合、教育的配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する。
- ア 強制わいせつ（刑法第176条）断れば危害を加えると脅し、性器や旨・お尻を触る。
- イ 傷害（刑法第204条）感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
- ウ 自殺関与（刑法202条）同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- エ 暴行（刑法第208条）同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- オ 脅迫（刑法第222条）裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- カ 強要（刑法第223条）遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- キ 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、第231条）特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- ク 窃盗（刑法第235状）靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
- ケ 恐喝（刑法第249条）断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- コ 器物損壊等（刑法第261条）自転車を壊す。制服をカッターナイフで切り裂く。
- サ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。
- シ 私事性的画像記録提供（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）下交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

(6) その他

ア 組織的な指導体制5

- (ア) 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、日頃からこれらの対応の在り方について、教職員で共通理解を図る。
- (イ) 組織が機能するために、情報共有を行いやすい職場環境の醸成に取り組む。
- (ウ) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供する。
- (エ) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を得て行う。

イ 校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

ウ 学校評価

いじめ防止のための取組について評価項目に位置づけ、検証を行う。

- (ア) 学校自己評価の実施
- (イ) 学校関係者評価の実施
- (ウ) 学校評価アンケートの実施

エ 地域や家庭との連携について

本校の「いじめ防止基本方針」について、次の機会を通して保護者や地域の理解を得ることとする。

- (ア) 学校評議員会
- (イ) 父母と先生の会総会、保護者と先生の会総会
- (ウ) 本校ウェブページ
- (エ) 父母と先生会通信、保護者と先生の会通信、など

北海道札幌真栄高等学校におけるいじめ防止対策のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うために、次の組織によって推進する。

1 いじめ対策委員会

(1) 委員の構成

校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、関係教諭、必要に応じスクールカウンセラー、など

(2) 委員会の役割

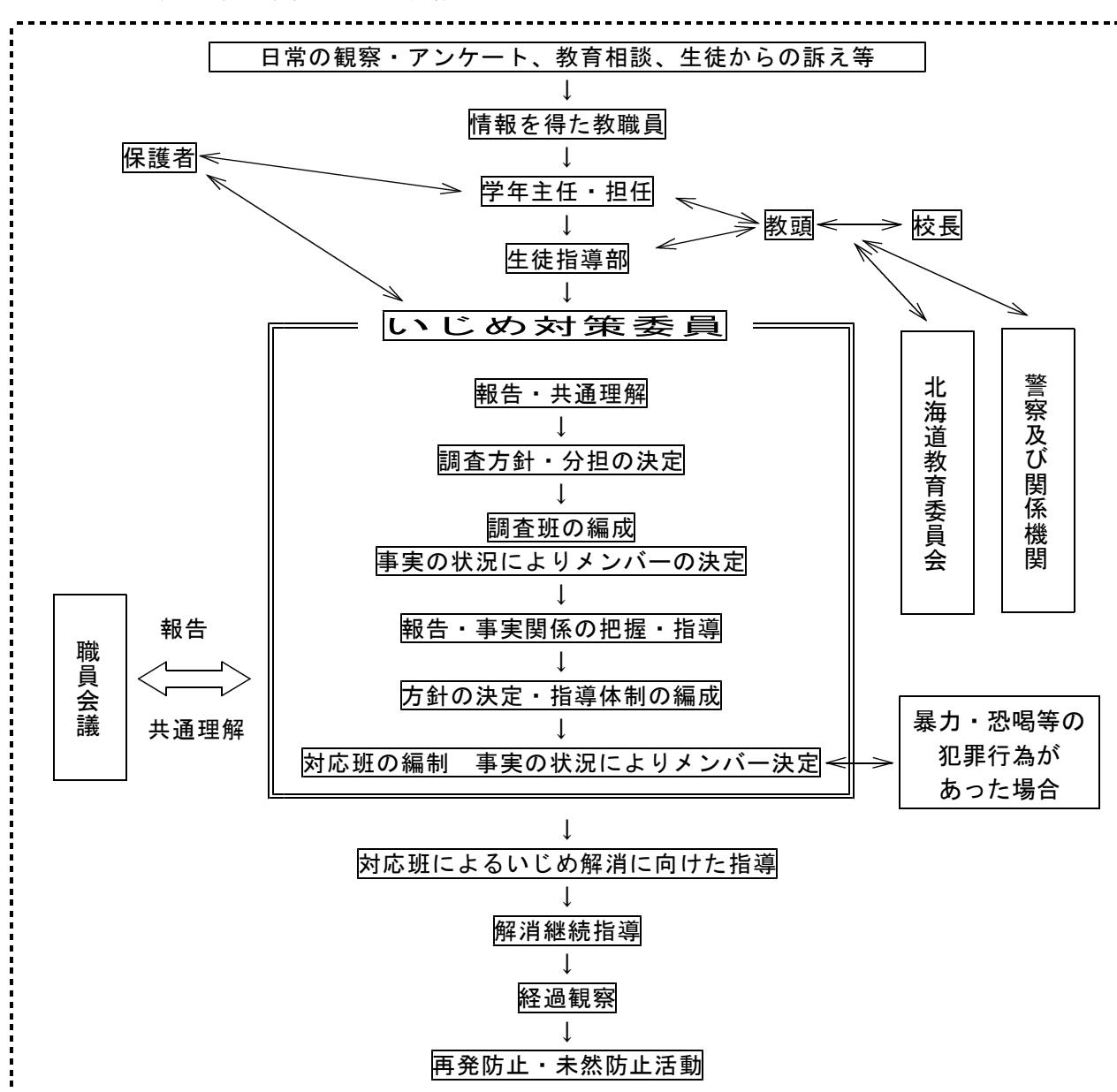
(ア) 「北海道札幌真栄高等学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

(イ) いじめの相談、通報の窓口

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

(エ) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

図 いじめの防止等の対策のための組織



北海道札幌真栄高等学校におけるいじめ防止対策に係る年間計画

※ 事案発生時は、これによらず緊急対応会議を開催する

	4月	5月	6月	7月
会議等	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針確認 ・指導計画 ・ホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ※5～7月 ・指導方針確認 ・指導計画 		
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談週間 ○生活指導 ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○3者面談 ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校

	8月	9月	10月	11月
会議等		○いじめ対策委員会		
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導 ○ネットパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校

	12月	1月	2月	3月
会議等			<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 ○いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・評価、改善 	
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○3者面談 <ul style="list-style-type: none"> (必要に応じて) ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導 ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットパトロール ○スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導 ○ネットパトロール

別紙 いじめチェックリスト（1）

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェック	サ イ ン
登校時 S H R	<input type="checkbox"/>	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	<input type="checkbox"/>	・教員と視線が合わず、うつむいている。
	<input type="checkbox"/>	・体調不良を訴える。
	<input type="checkbox"/>	・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
	<input type="checkbox"/>	・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/>	・保健室・トイレに行くようになる。
	<input type="checkbox"/>	・教材等の忘れ物が目立つ。
	<input type="checkbox"/>	・机周りが散乱している。
	<input type="checkbox"/>	・決められた座席と異なる席に着いている。
	<input type="checkbox"/>	・教科書・ノートに汚れがある。
休み時間等	<input type="checkbox"/>	・弁当（給食）にいたずらをされる。
	<input type="checkbox"/>	・昼食を教室の自分の席で食べない。
	<input type="checkbox"/>	・用のない場所にいることが多い。
	<input type="checkbox"/>	・ふざけ合っているが表情がさえない。
	<input type="checkbox"/>	・衣服が汚れたりしている。
	<input type="checkbox"/>	・一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/>	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	<input type="checkbox"/>	・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
	<input type="checkbox"/>	・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サ イ ン
<input type="checkbox"/>	・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
<input type="checkbox"/>	・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
<input type="checkbox"/>	・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
<input type="checkbox"/>	・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙 いじめチェックリスト（2）

1 教室でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下等を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	・嫌なあだ名が聞こえてくる。
<input type="checkbox"/>	・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	・筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	・壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	・学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多い。
<input type="checkbox"/>	・朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
<input type="checkbox"/>	・電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
<input type="checkbox"/>	・受信したメール（投稿、コメント等を含む）をこそこそ見たり、電話に怯えたりする。
<input type="checkbox"/>	・不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む）があつたりする。
<input type="checkbox"/>	・遊ぶ相手が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	・部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
<input type="checkbox"/>	・理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	・理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	・登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	・食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	・学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	・成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	・持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	・自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	・家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	・大きな額の金銭を欲しがる